

写

受理番号	陳情第13号
受理年月日	平成28年8月22日

陳 情 書

平成28年×月×日

平成29年度における「重度障害者医療費助成制度」継続についての陳情

二宮町議会議長
添田孝司様

代表陳情者 〒259-0148 足柄上郡中井町雜色409
中郡腎友会
会長 城所優子 

陳情者 〒221-0834 横浜市神奈川区台町1-8
ウェイサイドビル504号 
電話 045-321-4621
特定非営利活動法人 神奈川県腎友会
会長 前田好夫 

〈陳情主旨〉

平成29年度予算策定に際し、重度障害者医療費助成制度継続について、障害児者・透析患者が負担なく医療が受けられるよう陳情申し上げます。

〈陳情理由〉

神奈川県は平成20年に、重度障害者医療費助成制度を変更して、障害重複者を除く障害者に3条件、①窓口負担（通院1回200円／入院1日100円）、②年齢制限（申請日の時点で65歳以上は適用除外）、③所得制限（年間360万円以上は適用除外）を逐次附帯しました。

結果として、私たち透析患者は神奈川県が窓口負担や制限を導入する中でも、市町村の同種制度に頼り安心して医療を受けて参りました。しかし、この8年間で年齢制限、所得制限を導入する市町村が増えているのが現状です。

透析導入平均年齢は69歳と言われており、特に年齢制限の導入は透析を受ける上で大変な不安となります。透析患者は突然に障害者となるのではなく、腎臓病と闘いながらも仕事や家庭と精一杯生活し、その後、透析導入に至り障害者となります。そのため、私たち透析患者は、少ない年金収入に頼って生活する者が多く、重度障害者医療費助成制度は安心して医療を受ける上で大変必要な制度なのです。

NPO法人神奈川県腎友会では、神奈川県に対して助成制度の再構築を市町村と折衝、検討、審議を重ねて頂くよう要望しております。

神奈川県が補助金削減、廃止するなど、市町村の財政逼迫も理解しておりますが、敢えて、私たち障害児者・透析患者が負担なく医療が受けられるよう、平成29年度の予算策定をお願い申し上げます。